

平成 2 7 年 3 月 5 日 開 会
平成 2 7 年 3 月 2 4 日 閉 会

平成 2 7 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録
(第 2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午前9時26分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、昨日に引き続きお集まりくださいますありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時26分）

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 「議案第1号. 教育長の任命につき同意を求めることについて」から「発議第1号. 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

○議長（森口久士君） 日程第1、「議案第1号. 教育長の任命につき同意を求めることについて」から「発議第1号. 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります。この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。それでは、1議案ごとに審議を行います。

初めに、議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第1号は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第4号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第5号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第9号小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第10号小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第11号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第12号小豆島町防災会議条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号小豆島町防災会議条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第13号小豆島町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号小豆島町災害対策本部条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第14号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第14号小豆島町の職員の給与に関する条例等の一



部を改正する条例について反対の立場で討論をいたします。

この条例で追加される管理職員の特別勤務手当については賛成するものですが、町の職員の給与を2%から4%減らすことについては賛成できません。

昨年4月からの消費税増税による消費不況の中で今求められているのは、大幅な賃上げを初め個人所得を伸ばして個人消費を引き上げていくことです。ところが、公務員の給与削減はこれに逆行するだけでなく民間労働者の賃金に悪影響を与え、地域経済にも深刻な影響を及ぼします。

以上の理由から反対です。終わります。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第14号に賛成の立場から意見を述べます。

今回の改正条例案は、人事院勧告及び香川県人事委員会の勧告を参考に国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮した改正であること、また勧告の趣旨が地域間、世代間の給与配分の適正化及び職務や勤務実績に応じた給与配分の推進を図ろうとするものであること、さらには本町の財政状況が楽観視できない状況にあり行政改革の推進が求められることなどから、本条例改正案は適切かつ妥当な提案であると思いますので、本議案に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第14号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次に、議案第15号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第16号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第17号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第18号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第19号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第21号子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） この条例ですけれども、「保育料を徴収する」というのが「納付しなければならない」というふうになってます。それから、第5条のところ、「扶養義務者」というのが「保護者」というふうになっているんですけど、これの違いをちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、第4条の3で、児童が受けた保育支給認定以上に保育所を利用した場合、前項の保育料の額以外に別に規則で定める額の保育料を納付しなければならないとありますけれども、これは今までと違う中身になるんでしょうか。保護者の負担が増えるということなんですか。ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、「徴収する」から「納付しなければならない」という表現の改めですけれども、使用料扱いといたしますことから、他の条例と同じような表記といたしました。

それから、「扶養義務者」から「保護者」への変更につきましては、これは子ども・子育て支援法の表記に合わせたものでございます。

それから、保育所条例の中の新たに、新たにと申しますか、保育料の額以外に納付しなければならない新たな負担かどうかというご質問でございますけれども、これは通常保育においては新たな保育料を納めていただくというものではございません。今後、新制度に

基づきまして、私どものほうで延長保育等を実施する際に、こういう負担をいただこうと  
いうことで規定をしております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 現在も延長保育はあると思うんですけども、今はそういう  
追加の負担っていうのはないんじゃないですか。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 現在は延長保育というのは、実際には行っておりませ  
ん。新たに今後行おうとしておる事業でございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 3条のところの、学童保育の部分で6年生までというふうなこと  
になりますが、場所的に今の場所では手狭になってくるのではないかなという今懸念もあ  
りますが、その辺の運用面でどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 学童保育を今現在池田で直営で行い、また草壁の清見  
福祉協会のほうで、内海のほうで放課後児童クラブということで運営しております。内海  
のほうにつきましては、一時期、夏期休暇の際に60名を超えるご利用の方がおられますの  
で、27年度におきまして新たにお預かりする場所を増設しようということで考えておりま  
す。池田で行っております直営のほうにつきましては、今の申し込み状況から申しますと  
余り増えない。現在行っておる場所で十分、施設的にもご利用いただけるというふうにか  
えております。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 状況が変わって、そこでは狭いというふうになった場合は、考え  
ていくというふうにかえてとったらいんですかね。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 実際に、まだこれからもお申し込みが増えてくること  
もあり得ると思います。当然その状況を見ながら、考えるべきところは考えなければいけ  
ないというふうにかえております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第21号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第22号小豆医療組合規約の全部変更についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第22号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号小豆医療組合規約の全部変更については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第23号香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） この規約は、準備会ということらしいんですけども、準備会だからこそ大事な点があるかと思えますんで、一、二、ちょっと質問させてもらいます。

第8条で、この協議会の委員は各首長となっております。それで、本町の町長はしっかりされておりまして、首長だったら本当にその実務を進めていけるかどうかというこ

とがありますのでちょっと確認させてもらいますが、12条に幹事を置くと、13条に事務局を置いて職員を配置すると。この8条、12条、13条、具体的に言いますと、うちの水道課の職員が派遣されるかどうか、そこら辺のあたりをちょっと教えていただきたい。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議員ご質問の12条の幹事ということの定義なんです、この幹事につきましては協議会に諮る重要事項、この素案を検討するために、関係団体の職員のうちから会長を選任すると県から聞いております。つまり13条の事務局の職員とは別に、関係団体からそれぞれ1名を選任するということになります。この12条の3項、幹事は協議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を助けるとなっております。協議会の所掌事務とは、協議会の担任する事務、第4条で上げられている事務、これに関する基本的な事項のことで、協議会の会議で決定するという内容の内容を幹事のほうで取りまとめて協議会に上げるというふうなことになっております。以上です。

○議長（森口久士君） 4番松下議員。

○4番（松下 智君） わかりました。

それからもう一点は、15条の財産に関する。この財産とは、具体的に何を指すわけですか。上水道会計の現在ある財産なんかも関係ありますか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 15条のところで、財産という表現にしております。内容は、協議会の担任する事務の用に供する財産となっております、具体的に言いますと協議会の担任する事務に必要な事務機器及び事務用品、このことを指しておると考えております。

○議長（森口久士君） 4番松下議員。

○4番（松下 智君） 何でそのことをお尋ねしたかといいますと、準備会じゃなくして、この協議会に実際に参加する際に、上水道会計内部留保資金がたしか16億円ぐらいあったと思うんですけども、ほかの市町に比べて非常に多いんじゃないかと思っております、そこら辺の今後配慮を、もし正式に参加する場合には、そこら辺少し問題が出てくるんじゃないかと個人的には思っておりますので、今からその点を留意いただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 県下の水道事業の広域化については、香川県から正式に提案を受けたわけですが、香川県の提案を聞いておりますと、将来の水道経営の安定という

点から、例えば水道料金の上昇の抑制とかメリットがあることは事実だと思いますけれども、一方で安心できる水道を供給する責任というのは、市町村の基礎自治体としてはとても重要な仕事であることも、一方の事実であります。

例えば、渇水時に水道を供給する責任は新しい広域の協議会にあるのか、協議会か新しい一部事務組合にあるのか、あるいは引き続き市町村に残っているのか。それから、災害時の緊急の対応ですね。今なら、いざというときは、町長の命令で役場の職員総出でも対応できる体制になってますが、これが市町村の仕事でなくなった場合、緊急時の対応はどうかといった危機管理上の問題も多くあると思っています。

そして、小豆島町には水道会計にかなりのストックがあるということもあります。この協議会の議論には参加したいと思っていますが、小豆島町として最終的に水道事業の広域化に参加するかどうかについては、議論をきちんと聞いて論点を整理して、納得がいった場合に正式に参加するというにしたいと思っています。知事からの要請にもそのような条件つきで協議会に参加するということを表明しておりますので、当然、逐次この議会で、さっき松下議員がおっしゃったような論点についても議論をさせていただきたいと思っていますが、所信表明の中でも水道料金の問題とか、いろんな問題、積年の課題がありますので、そういう課題を町としてもよく議論をした上で、広域化に参加するかどうかの最終結論を得たいと思っています。

いずれにしても、協議会には参加しますが、いろんな論点について町議会の皆さん、町民の皆さんとよく議論を重ねた上で最終結論を得たいと考えております。

○議長（森口久士君） ほかに。8番森議員。

○8番（森 崇君） 私はこれは以前ちょっと質問したことがあるんですけど、新聞にいきなり出たもんですからちょっとびっくりしたんですけど、やっぱり49、51の災害とか、独自で非常に努力してきたと思うんです。ですから、今の町長の答弁でいいんですけど、声を聞く機会というのをどういうふうに考えておられるのかと思います。ですから、どういう組織に聞いて、議会だけじゃなくて、そういう気持ちがあるのかどうか聞きたいです。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） いろんな機会を通して町民の皆さんの意見を聞きたいと思えます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） この協議会は、香川県における広域的な水道事業等を経営す



る事業体の設立のための連絡調整を図ることの計画を共同して作成することを目的とするということで、もう広域水道事業体の設立が目的なわけで、これは準備会に入るといふことはそこへ入るといふことになるんじゃないかというふうに思うんですけども、それは準備会に入っても、後で参加しないといふことは可能なんじゃないか。

それともう一点、県は香川用水の活用をそう言ってるんですけども、小豆島は香川用水が来るってことはあり得ないんじゃないかと思うんですけども、その点をちょっとお尋ねしたい。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 香川県と高松市あるいは一部の市町は、新しい事業体をつくるというかたい決意のもとでこの協議会に臨んでいると思いますけれども、小豆島町の場合は、何度も申し上げますが、参加を表明する際に、広域化の事業に実際に参加するかしないかについては保留した上で参加表明しておりますので、当然脱退する、正式に参加しないといふことは、当然あり得る選択肢だと考えております。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 香川用水の恩恵を受けていない小豆島町にとって、その恩恵を受けるような話になるかという質問であると思いますが、広域化についての話につきましては、設立準備協議会で正式に協議をされていくというふうになるかと思いますが、今検討協議会ということで今まで話ししている中で、一つの案としましては統一料金という考え方があります。広域化に向けていって、会計が一つになりまして統一料金をするという方向を、検討協議会の中で話されています。そういう意味では、香川用水の恩恵を受けていない小豆島町にとっても1会計になりますので、当然その恩恵は受けるような形の会計処理になるかと思っております。

いずれにしても、設立準備協議会でそういったことを話をされると、話ししていくということになりますので、それをもって議会にお諮りしたいということになるかと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、この議案第23号香川県広域水道事業体設立準備協議会

の設置について反対の立場で討論をいたします。

水道事業は、町民の命に直結し、重大な影響を及ぼす問題です。町民に情報提供や意見聴取もされないままに決められようとしていることには納得できません。

また、これまで苦勞して自己水源の確保を行い、健全に運営してきた町の水道事業は独立採算制であり、一般会計からの多額の繰り入れはあり得ません。ところが、県が進める広域水道会計は、小豆島町に10年間で4億6,600万円余りの拠出を求める試算をしております。

また、広域化水道事業を管理運営するのは企業団議会になり、今後町の水道施設の設備更新や水道料金のあり方などについて、小豆島町は決定権を失います。浄水場も中山浄水場が廃止され、内海浄水場だけに統合されるという計画です。県下でも、坂出市、善通寺市は不参加を表明しております。参加する前に、町民参加で町内での検討を十分行うべきだと考えます。以上のことから、この議案には反対いたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は議案第23号に賛成いたします。

香川県広域水道事業体設立準備協議会は、関係団体の連絡調整を図り、広域的な水道事業に係る計画を作成することを目的としています。広域的な水道事業を考えることは、将来の小豆島町の水道事業にとって必要なことであり、私はまずはこの協議会に参加し、連絡協議や計画策定にかかわり、その内容を十分検討した上で広域水道事業体に参画することが本町にとってよいかどうかを判断すべきと思いますので、本議案に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第23号香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次に、議案第24号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

での質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第25号小豆島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号小豆島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第26号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約の変更についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負契約の変更については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第27号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 12ページのところにプレミアム商品券による地元商店活性化事業補助金ということで、これについて具体的な中身を少しお願いします。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） そちらにございますプレミアム商品券につきましては、小豆島町商工会のほうが実施するもので、小豆島町が補助を行い、町から各世帯に申込書を送付しまして、その後取扱指定店を希望された希望者が商工会に指定申し込みを行い、それを店舗に張っていただきます。商品券の購入希望者は、商工会に、先ほどの申込書を持参しまして、1人2セットまで購入可能といたしたいと思います。

なお、1セットが千円の商品券12枚を予定しております。ですので、1人2セットとなりますと、1人購入額2万円、額面で2万4千円となります。購入者につきましては、その商品券を、取扱指定店となった商店や企業で商品それからサービスの対価として商品券を支払いしていただくというような取り扱いにしたいと思います。

なお、商品券を受け取りました取扱指定店につきましては、商工会において商品券を換

金していただく予定としております。使用期限につきましては、7月1日から12月31日までの6カ月を予定しております。なお、これにつきましては、土庄町も同様となっております。あと、プレミアム商品券の補助金につきましてはの支払いにつきましては、商工会と連絡をとりながら実施を行いたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今の説明では、指定店っていうのはお店のほうから申し込むということなんですね。だから、どれぐらいのお店で利用できるかっていうのが不透明なような気がするのと。あと、最初に申し込みをされる方っていうのは、最初にそれだけお金が払える、言えば余裕のある町民の方かなというふうに思うんですけど、ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、何人、何枚、何人分になるんですか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） まず、指定店なんですけども、ただいま商工会の会員の方が659名ございます。やはり取り扱いを希望されないところもございましょうから、その中から取り扱いを希望される商店等を指定したいと思います。

先ほどの金額なんですけれども、お一人2万円を払えば、2万4千円の商品券を購入することができる。こちらのほうは利用者の支払いということになりますので指定店がお金を支払うというようなことはございません。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） だから、例えば2万円分を申し込む方がいた場合、何人分の予算になっているのかということと。

それと、例えば福田地区なんかはもう店がないんですよね。それで、もちろん内海へ出てくれば活用はできるわけなんですけれども、JAとかはこれは関係ないんでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 先ほどの件なんですけども、お一人購入のほうは2万円必要なんですけれども、全部一度に2万円購入する必要はございません。単位としては1万円から購入していただけるようにはなりますけれども、例えば5人世帯がおいでになると、最高で5人10セット購入ですので10万円必要にはなるんですけど、それを一度に購入しなければいけないというようなことにはなりません。何回かに分けて購入していただくことも可能としたいと思います。

それと、利用につきましては、確かに言われるように店舗がないところもございまして、なかなか利用が難しいところもございまして、町内には結構、先ほど申しましたよう

に659の商工会会員の方がございますので、その中から選んで、指定店にはなりますけれども、ご利用をいただきたいと思います。以上です。

失礼しました。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 先ほどのJAの件なんですけども、基本としまして商工会会員で取り扱いを希望する方といたしたいと思いますので、その条件を満たせば可能となろうかと思えます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（森口久士君） 再開します。

引き続き質疑はありませんか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 私も商品券のことで、ちょっと何点かお伺いしたいと思います。

まず、基本となる点なんですけど、同じく12ページですかね。この支出が19節の負担金補助及び交付金になってますが、私が12月の一般質問でしたときには、町が主体でできたらお願いしますとお願いしたわけなんですけども、町が主体でするんだったら13節の委託料になろうかと思うんですけども、今鍋谷議員の質問のときに商工会が主体ということでありましたけれども、そこら辺はそれでよろしいんでしょうか。商工会が主体ということですか。

それで、その点はもうわかりましたけども、この期間を6カ月間で3億円の商品券を発行しようとしていますけども、期間的に短い違うかと思えますけども、どうして6カ月になったかいうことをちょっと、協議の段階でそうなったと思うんですけども、お願いしたいと思えます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 商品券の利用期間6カ月ですが、延ばせないかというようなご質問いただきました。今回の事業につきましては、地域の消費の喚起など、景気が脆弱な部分にスピード感を持っての絞った対応をすることとしております。そこで、商品券を購入された方には、できるだけ早くご利用いただきまして、商品券の換金を促したいと考えております。

また、商工会との協議を行う中で、商工会としても、購入された商品券については、できるだけ早く利用していただきたいとの要望があったものです。

また、期間につきましては、お中元、お歳暮などの期間を含むことによりまして、町の特産品の購入を促すことともなると考えております。これによりまして、先ほど申し上げたように、7月1日から12月31日までの取り扱いを予定しているところでございます。

なお、商工会が取り扱いを行う商品券でありまして、6カ月以内の取り扱いであれば、資金決済に関する法律の規定は適用されないために、取扱期間は半年としたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 4番松下議員。

○4番（松下 智君） 結論からいえば、供託金の関係で6カ月以内ということにしたと思うんですけども、実際に、これは私の個人的な推測なんですけども、7月から12月までの6カ月間で、果たして3億円売ることができるんかどうか、多少懸念を思います、正直。できたら、3月までの9カ月間にしないと、果たして3億円もの売り上げがあるかと思うんです。実際に、ほなもし3億円の売り上げがなかった場合に、国なり県なりの交付金はどうなりますか。返還になりますか、どうですか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） プレミアム商品券につきましては、商品券が販売されなかった場合には国の助成対象とはなりません、国、県からのプレミアムについての補助金額が約4,100万円となります。そうなりますので、その6倍、額面で約2億4,600万円、販売額にしますと2億500万円の販売があれば、プレミアム部分については全額が助成対象となります。以上です。

○議長（森口久士君） 4番松下議員。

○4番（松下 智君） お願いになりますけども、期間が半年、6カ月以内であれば、商工会が実施しても供託金が要らないという話なんですけども、これを町が主体にしたら、6カ月オーバーしても、私が申し上げましたように3月末までの9カ月になっても何ら問題が生じないんですけども、ですから今後詰める段階で、あくまでも商工会が主体ということになってますから供託金の問題が出てきて6カ月以内としてますけども、町支出の13節に振りかえていただいたら9カ月になっても何ら財務局への諸手続は要らないですから、今後詰める段階で、できたらよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私もちよっと同じところなんですけれど、この商品券いうんはおつりが出んですよね。

それと、言うたら、今回地域を回る販売車、車というか、販売カーが、その分では利用

できるような格好になってくるんですか。その辺、ちょっとお伺いしたい。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） これにつきましては、商品券につきましてはおつりは出ないようにしたいと考えております。ですので、例えば1枚千円としますと、800円であれば、あと200円ぐらいの商品を追加でご購入いただけるものと思います。

それから、移動販売なんですけれども、こちらのほうも、商工会が実施する分につきましては、利用できるようにいたしたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） プレミアム商品券の、先ほど商工会が6百何軒あるというふうにありましたけど、今の小豆島町内、特に内海近辺の方がマルヨシセンター、マルナカ、両店が主な買い物先といいますか、これは商工会が中心になってやるということですけど、それだけ商工会が6百何軒確かにあると思いますが、体力があるかどうか。常に商品が、それだけそろえられるかどうかというのが一番の問題だと思うんです。

今の商工会の各商店見ましても、なかなかやはりスーパーには品数から何からに全て劣っていると思います。その体力が、商工会が発行したけど商工会で買うものがないがなと、商店で買うものがないがなというのが住民の声だと思えますけど、そのあたりも換算してこれ、今回の地方創生というふうなことでプレミアム、どこの自治体もやっておりますけど、今小豆島町の商工会、小豆島全体もそうですけど、その体力があるのか、商品がそれだけあるのか、再度確認するべきやと思えますし、その体力をつけてこの対応をしていかなければ、3億円という今数字が出ましたけど、今小豆島の中の商店で3億円の品物が果たして買えるかどうか。やはりスーパー、また土庄のダイキとか大手のそんなところが主流を占めていると思えますので、そのあたりの先を見ているのかどうか。

と、マルヨシ、マルナカにつきましては、今商工会に入っていないと思います。住民が一番要望しとるのは、マルヨシ、マルナカでも使えるような商品券であれば可能性があるというふうに思いますが、そのあたりはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 大川議員が言われました商工会にそれだけの体力があるかどうかということなんですけど、こちらのほう、やはり購入がプレミアムがついて安くなるとすれば当然利用の方もおいでになるでしょうし、商工会の会員の方も頑張って販売はしていただけるものと考えております。

なお、次の大型店舗のほうなんですけれども、今回の商品券事業につきましては、地域



の消費を喚起して地元の商工業の振興を目的としております。そこで、商工会会員かつ取扱指定店となった商店、企業において利用できることと考えておりますので、会員となっていない店につきましては、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 今後検討すると言うんですが、商工会に入っていないところに検討しようがないんじゃないですか。まずは商工会に入っている人を対象にするんでしょ。今後検討して、マルヨシ、マルナカも商工会に入りますというふうな具体的な話ができるんですか。多分それ無理やと思いますね。

それと、商工会が商品券を売るといいますが、それだけの体力があると思いますか、今。ないですよ。

そういうことですよ、うん。商工会、今、実はどれだけの売り上げしているのかというのが、実際私も数字つかんでませんが、今これ3億円という大きな数字、今の商工会、先ほども言いましたけど、品物自体がありません。ごく一部かもわかりませんが、それは。

そのあたりをもうちょっと慎重に考えていかなければ、大きな問題になる可能性があると思いますが、そのあたりは。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 確かに言われたとおり、マルヨシ、マルナカに比べれば、町内の商店のほうはやはり品数等も少ないですし、なかなか厳しいというところがあるかと思いますが、それでも各商店合わせればかなりの消費がございしますので、また希望があるかどうかわかりませんが、ガソリンスタンド、そのような食料品、日用品以外の販売、モータース屋等もございしますので、そういったところにもご利用いただけますから、当然利用は可能かと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） そしたら、今商工会が年間どれだけ売り上げしてるか、その数字はつかんどるんですか。そのうちの3億円で計算できるんでしたらあれですけど、かなりの商品がありますが、これはモータース屋等も商工会に入っていれば、それを使えますといいますが、年間、小豆島町商工会はどれぐらいの売り上げがあるんですか、それはつかんでおるんですか。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 大川議員のご質問にお答えします。

商工会の会員の年間販売額については、今手元に資料がございませんけれども、商工観光課長が申しあげましたように、業種は非常に多岐にわたっておりますので、十分に3億円の消費は可能かと思えます。

マルヨシ、マルナカにつきましては、今現在商工会に入っておりません。おっしゃるように、マルヨシ、マルナカは非常に大きな売り上げをお持ちです。今回の商品券が、額面でいきますと3億6千万円という非常に大きなものですから、これを機会にマルヨシ、マルナカさんにも商工会に入ってくれるようなご意向があるやに、この間の商工会との協議でもそういった会員の確保というか、新たな大型店の商工会加入といった道も考えられるんじゃないかといったようなご意見もいただいておりますし、マルヨシ、マルナカに限らず、消費サービスを扱う業者については、これを機会に商工会の会員になろうといったようなインセンティブも一定は働くものということで、当然ながら地元、今現在ある商店の活性化も当然ですけれども、商工会の組織強化、こういった意味でも一定の期待ができるものと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに。

（1番大川新也君「はい」と呼ぶ）

4回目だよ、4回目。

（1番大川新也君「終わります」と呼ぶ）

9番安井議員。

○9番（安井信之君） 先ほどから3億円やいうていろいろ言ってますけど、一体何ぼ出すつもりなんですか。3億円だと520万円が手数料ですか、その辺ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 商品券のほうなんですけども、平成27年1月1日現在の小豆島の人口が1万5,105人でございます。ですので、おおよそ1万5,000人として、お一人2セット掛ける1万5,000人で3万セットで、額面にして3万セット掛ける1万2千円で3億6千万円となります。そのうちの6千万円がプレミアム部分となってまいります。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） そうすると、520万円は商工会への手数料というふうな形になりますね、これ。その520万円、その辺どんなんですか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） それとは別の520万円が、商工会への事務の補助金とい

うこととなりますので、6千万円のプレミアム部分と、それから520万円の事務補助金ということになります。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。6番柴田議員。

○6番（柴田初子君） 商工会の会員が659とおっしゃいましたけれども、小豆島町としての個人商店とか入ってない方もおいでるんじゃないかと思うんですけども、そういうところを入れて大体何軒ぐらいの商店があるんでしょうか。

それと、入ってない方でも、そういうふうにしたいという人もあると思うんですけども、商工会の会員でないとだめだということですね。その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 先ほどの商店総数なんですけれども、申しわけございません、商工会のほうの会員しかつかんでおりません。条件としましては、商工会会員で希望をされる商店に取り扱いをいただきたいと思いますので、もし希望があれば商工会のほうに加入していただきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 柴田さん、よろしいですか。6番柴田議員。

○6番（柴田初子君） 商工会の会員だけっていうの、ちょっとおかしいかなと思うんですけど、これはやっぱり地方に還元する、地方を元気にするっていう名目になっているので、希望者の商店さんが皆それに入れるようにできないんでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 確かに柴田議員さんのおっしゃることは一理あるんですけども、今回の商品券につきましては、あくまで地元商店の活性化という意味も込めております。それについては、一番大きな団体である商工会が主体となってやっていただくのがいいだろうということで、こういうスキームに今なっております。個人の商店さん、わずかではあると思いますけど、商工会に入っておられないところがあると思います。そういった方については、この機会に商工会にぜひ加盟していただければと思っております。商工会のほうでも、個人のお店、事業については、非常に会費もお安くなっておりますので、この際に商工会に入っていて、全体の商業の底上げというか、伸びに一役買っていたいただきたいというふうに思っております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会所管分は総務建設常任委員会に、教育民生常任委員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に付託して審査をしていただくことに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第29号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第30号平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計

予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第31号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第32号平成27年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成27年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第33号平成27年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成27年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第36号平成27年度小豆島町病院事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成27年度小豆島町病院事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月24日の本会議にお願いいたします。以上をもって本日の日程は全部終了しました。次回は3月20日金曜日午前9時30分から会議を開きます。本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

散会 午前10時38分